

## 予防接種

予防接種は、予防接種法に基づいて実施しております。  
なお、接種の方法については次の表のとおりとなっております。

◆予防接種後は…  
副反応がないかどうか注意しましょう。当日の激しい運動は避けましょう。高熱がでたり、体に異変が現れたときはすぐに病院へ行きましょう。

### ◆神栖市の小児予防接種 ※法改正等により種類や内容に変更が生じる場合があります 2022.4.1現在

対象疾病	対象者年齢	標準的な接種年齢	回数	接種方法	通知	
ロタ	1価 (ロタリックス)	生後6週～ 生後24週0日まで	8週～ 14週6日までに 接種開始	2回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付
	5価 (ロタテック)	生後6週～ 生後32週0日まで		3回		
B型肝炎	1歳未満	生後2か月～ 9か月未満	3回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	
ヒブ (インフルエンザ 菌b型)	生後2か月～ 5歳未満	生後2か月～ 7か月未満 で開始	4回以内 ※接種を 始めた月 齢等によ り異なり ます。	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	
肺炎球菌 (小児用)	生後2か月～ 5歳未満	生後2か月～ 7か月未満 で開始	4回以内 ※接種を 始めた月 齢等によ り異なり ます。	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	
BCG	1歳未満	生後5か月～ 8か月未満	1回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	
ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ	4種混合	生後3か月～ 7歳6か月未満	生後3か月～1歳未満	3回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付
			1歳6か月～2歳6か月	1回		
麻しん 風しん	2種混合 (ジフテリア 破傷風)	11歳～13歳未満	小学6年生	1回	個別 (医療機関)	4月頃に 予診票を送付
		1期 (1歳～2歳未満)	1歳～1歳3か月未満	1回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付
	2期(幼稚園保育 園等の年長時)	年度内	1回	4月頃に 予診票を送付		
水痘 (水ぼうそう)		1歳～3歳未満	1歳～3歳未満 (集団生活開始前)	2回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付

### ◆妊娠を希望する女性の風しん予防接種

妊娠中の女性が風しんに感染すると、子どもにも先天性風しん症候群が生じる可能性があります。市では風しん予防接種費用の一部を助成しますので、接種前に保健予防課までご連絡ください。  
※すでに妊娠中の方は接種できません

2022.4.1現在

対象疾病	対象者年齢	標準的な接種年齢	回数	接種方法	通知	
日本脳炎	1期 (6か月～7歳未満)	3歳	2回	個別 (医療機関)	2歳11か月にな る月の月末 に予診票を 送付	
		4歳	1回			
	2期 (9歳～13歳未満)	小学4年生	1回	個別 (医療機関)	4月頃に 予診票を送付	
接種勧奨の差し 控えにより接種 機会を逃した方 (平成7年4月2 日～平成19年 4月1日に生ま れた方への特例措 置)	1期及び2期 (20歳未満) ※2期は9歳 以上となります。	—	4回	個別 (医療機関)	申請の あった方へ 予診票を交付	
ヒトパピローマ ウイルス(HPV)	通常の対象とな る方	小学6年生～ 高校1年生相当 の年齢の女子	中学1年生	3回	個別 (医療機関)	4月頃に 予診票を送付 (中学1年生～ 高校1年生)
	接種勧奨の差し 控えにより接種 機会を逃した方 ※右記の対象者は、令 和4年4月からの3年 間、公費での接種可。	平成9年度～ 平成17年度生まれ の女性	—	3回	個別 (医療機関)	窓口にて申請 のあった方に 交付
インフルエンザ (小児)	1歳～中学校 卒業時まで (ただし、今年度 9月30日現在の 年齢を基準とする)	接種時期 10/1～翌1/31	1シーズン 2回まで (助成は、 1歳～小学 生は2回、 中学生は 1回)	個別 (医療機関) 2,000円助成	申請があった方 へ予診票を交付 (基準日に1歳 の方及び前年度 に助成した方には 郵送します。)	
おたふくかぜ	1歳～5歳未満 (当市の助成対 象の範囲です。)	1歳～3歳未満 (集団生活開始前)	1回	個別 (医療機関) 3,000円助成	申請があった 方に予診票を 交付	

### ◆長期療養によって定期接種が受けられなかった方へ

長期にわたる療養が必要な疾病にかかったことで、定期接種の対象年齢期間内に接種が出来なかった方は、申請により定期接種として予防接種が受けられます。詳しくは、保健予防課へお問合せください。

### ◆予防接種健康被害救済制度について

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度がありますので、保健予防課にご相談ください。

問合せ 保健予防課 TEL 0299-92-0141